

令和3年度 新型コロナウイルス感染症拡大に伴う介護等体験の「代替措置」について

名古屋市立大学では「介護等体験免除者に係る大臣決定」（令和2年8月11日文部科学大臣決定。令和3年4月一部改正。）を受け、新型コロナウイルス感染症拡大防止の為、令和3年度については、当年度の老人福祉施設及び特別支援学校における介護等体験実習を中止し、代替措置を実施することと致します。

【代替措置の種類】（抜粋）

(4) 在学する大学等において、令和3年度に(独)国立特別支援教育総合研究所が開設する免許法認定通信教育の科目(※1)に係る印刷教材の学修の成果を確認する措置(※2)を受けた場合

※1 視覚障害教育領域又は聴覚障害教育領域の教育課程及び指導法に関する科目

※2 学修成果を教職にどう生かすか等をレポートで1,200-1,600字程度記述し確認を受ける

本学では、文部科学省の通知に基づき、上記(4)の独立行政法人国立特別支援教育総合研究所が開設する免許法認定通信科目の印刷教材を利用して各自学修し所定の様式にてレポートを提出することで代替措置完了と致します。